



清須市制10周年記念式典 —10月12日(祝)開催—

市制施行10周年を記念して、春日公民館において、本市立ち上げから今日に至るまで、市政運営にご尽力いただいた方など、多くの方々にお越しいただき、「清須市制10周年記念式典」を開催しました。



当日は、保育園児による『清須音頭』披露、清須市制10周年記念作文の表彰及び発表、「きよ丸」「うるん」への特別住民票の交付などを行い、最後には、市立中学校吹奏楽部選抜部員による演奏で盛大に祝うことができました。

今後も、市民の皆様とともに、「安全・安心、そして快適で元気な清須」の実現に向けて、まちづくりを進めてまいります。



【清須市制10周年記念作文受賞者】(敬称略)

■小学4年生:テーマ「未来の清須市」

最優秀賞	清洲東小学校	長田 侑也	優秀賞	古城小学校	鈴木 幹大
優秀賞	西枇杷島小学校	千葉 海晴	//	新川小学校	内田 悠太
//	清洲小学校	樋田 志音	//	桃栄小学校	小岩 優愛
//	星の宮小学校	玉置 晃大			
//	春日小学校	瀬戸 優月			

■中学3年生:テーマ「水と共存する清須市」

最優秀賞	清洲中学校	貝田 千太郎
優秀賞	西枇杷島中学校	藤岡 美羽
//	新川中学校	久保 貴瑛
//	春日中学校	加藤 万悠里



ふるさと納税制度「元気な清須ふるさと応援事業」を始めます!

本市と本市の地域特産品をPRすることで、ふるさと納税寄附金の募集を効果的に行い、地域経済の活性化を図ることを目的として、11月1日(日)から、ふるさと納税制度「元気な清須ふるさと応援事業」を始めます。

ふるさと納税とは、個人が自治体に寄附を行った場合、寄附金額のうち2000円を超える部分について、所得金額に応じて一定の限度額まで、所得税と個人住民税が控除(年収や家族構成により控除額は異なります。)される仕組みです。

「清須市を応援したい!」、「清須市が好き!」という方々なら、全国どこからでも寄附をしていただくことができます。

清須市以外に在住の方で、**1万円以上**ご寄附いただいた方には、清須市からお礼の品(返礼品)をお届けいたします。皆様からのご支援をお待ちしております。

また、返礼品のご提供に協賛いただける事業者様も随時募集しております。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

■現在の協賛事業者(順不同・敬称略)

キンビール株式会社、清洲桜醸造株式会社、株式会社壺番屋、株式会社尾張屋、御菓子処わたなべ、サザンメイドドーナツ、清須市観光協会



※ふるさと納税の申込・納付方法は、市ホームページをご覧ください。

■問合せ 企画政策課(本庁舎)



平成27年度市消防団観閲式

地域防災の要として活躍している消防団員によるポンプ車操法や小隊訓練等、日ごろの訓練の成果が披露されます。

当日は、どなたでも見学することができます。ぜひ、ご家族でお越しください。

とき 11月8日(日) 午前9時30分から

ところ 西枇杷島中学校グラウンド

※雨天時は、新川中学校体育館で行います。

■問合せ 防災行政課(本庁舎)

食育まつり

『さかなを丸ごと「いただきます!」』をテーマに、愛知みずほ大学短期大学部上原教授による講演、食育に関するブースや市民ステージなど、たくさんの催しが行われます。

食育まつりを通じ、食の大切さを感じてみませんか。

イベントの詳細については、広報11月号折込チラシをご覧ください。

とき 11月21日(土) 午前10時～午後3時

ところ はるひ夢の森公園

問合せ 産業課(本庁舎)



同時開催 農あるまちづくりフェア

「農あるまちづくり」をテーマにイベントを開催します。

宮重大根の収穫体験など、農業に触れることのできるイベントですので、皆様ぜひご参加ください。春日区画整理地区の保留地販売PRも同時開催します。イベントの詳細については、広報11月号折込チラシをご覧ください。

とき 11月21日(土) 午前10時～午後3時 ところ はるひ夢の森公園

内容 収穫体験、キャラクターショー「Go! プリンセスプリキュア」 など

※天候により、変更する場合があります。

問合せ 地域開発課(西枇杷島庁舎)

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

“「もしかして」あなたが救う 小さな手” (平成27年度標語)

11月は児童虐待防止推進月間です



児童虐待はあなたの身近で起こっているかもしれません。「虐待かもしれない」と感じたら、迷わず児童虐待関係機関にご連絡ください。相談内容や情報源の秘密は守られます。

あなたの連絡相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

【児童虐待関係機関】

児童相談所全国共通ダイヤル

☎189

愛知県中央児童・障害者相談センター

☎052-961-7250

愛知県西枇杷島警察署

☎052-501-0110

清須市健康福祉部子育て支援課

☎052-400-2911





市人事行政の運営等の状況を公表します

■問合せ 人事秘書課(本庁舎)

職員の給与・勤務時間などは、地方公務員法に基づき、清須市の条例などで定められています。市の人事行政の透明性を高め、市民の皆様にご理解いただくため、これらの状況を公表いたします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成26年度における職員の任免の状況

区分	採用				平成26年度 退職				
	平成26年度 競争試験				定年	応募認定	普通	その他	計
職種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数					
事務職	54人	41人	6人	6人	8人	0人	0人	0人	8人
保育士 幼稚園教諭	20人	20人	6人	6人	2人	0人	6人	0人	8人
保健師	2人	2人	1人	1人	0人	0人	1人	0人	1人
計	76人	63人	13人	13人	10人	0人	7人	0人	17人

(2) 部門別職員数の内訳（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5人	5人	0人	
		総務	88人	88人	0人	
		税務	24人	23人	▲1人	欠員による減員
		民生	180人	182人	2人	欠員の補充
		衛生	28人	27人	▲1人	一部事務組合派遣の減員
		農林水産	6人	5人	▲1人	退職不補充
		商工	4人	5人	1人	業務増に伴う増員
		土木	35人	32人	▲3人	事務移管に伴う減員
	計	370人	367人	▲3人		
	教育部門	61人	61人	0人		
小計	431人	428人	▲3人			
公営企業等 会計部門	水道	2人	2人	0人		
	下水道	6人	10人	4人	事務移管に伴う増員	
	その他	13人	13人	0人		
	小計	21人	25人	4人		
合計		452人	453人	1人		

備考1 職員数は、一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、教育長、再任用職員、臨時職員及び非常勤職員を除いています。

2 部門の区分は、平成26年度定員管理調査に基づく区分です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成26年度決算）

区分	歳出額A	人件費B	うち職員給与費	人件費率(B/A)
普通会計	23,606,695千円	3,408,517千円	2,270,966千円	14.4%

備考 人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況（平成26年度決算）

区分	職員数A	給与費				1人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
普通会計	437人	1,474,836千円	253,500千円	542,630千円	2,270,966千円	5,197千円

備考 給与費は、平成26年度決算額であり、職員手当には退職手当は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	清須市	類似団体平均	全国市平均
指数	95.7	97.9	98.6

備考1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体とは、全国の市のうち人口規模、産業構造が類似している団体です。

(4) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分	初任給
一般行政職	大学卒 178,800円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料の状況(平成26年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 260,000円	338,414円	415,867円

(6) 一般行政職員の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事	主任	主査	係長 主任主査	課長補佐 副主幹	課長 主幹	次長 参事	部長	
職員数	35人	21人	38人	57人	27人	37人	4人	9人	228人
構成比	15.4%	9.2%	16.7%	25.0%	11.8%	16.2%	1.8%	3.9%	100%

備考1 清須市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	317,300円	387,846円	42.6歳

備考 平均給与月額は、平成26年4月分の給料及び職員手当(期末・勤勉手当を除く。)の合計を平成26年4月の職員数で除したものです。

(8) 主な職員手当の状況（平成26年4月1日現在）

期末・勤勉手当		期 末	勤 勉
	6月期支給割合	1.225月分	0.675月分
	12月期支給割合	1.375月分	0.825月分
	計	2.600月分	1.500月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			

備考 支給割合は、平成26年度改定後の月数です。

退職手当		自己都合等	応募認定・定年
	1人当たり平均支給額	5,944千円	23,267千円

備考 平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給した平均額です。

地域手当	支給対象地域		全地域
	支給率		3%
	職員1人当たり平均支給年額		108,781円

備考 平均支給年額は、平成26年度決算額を平成26年4月の職員数で除したものです。



時間外勤務手当	平成26年度決算額	職員1人当たり平均支給年額
	75,011千円	219,974円

備考 平均支給年額は、平成26年度決算額を平成26年4月の職員数(管理職手当受給職員を除く。)で除したものです。

区分	内 容
扶養手当	配偶者 13,000円 その他 6,500円 ・配偶者がいない場合の1人目は11,000円 ・満16歳年度初めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算
住居手当	借家・借間居住者 ・家賃 23,000円以下 家賃-12,000円 ・家賃 23,000円超え (家賃-23,000円) × 1/2+11,000円 (最高月27,000円)
通勤手当	交通機関等利用者 55,000円を限度とし、運賃相当額の範囲内で支給 交通用具利用者 通勤距離に応じ、最高31,600円

(9) 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	給料月額等	期末手当		
給 料	市 長	920,000円	6月期	1.40月分
	副市長	750,000円	12月期	1.70月分
報 酬	議 長	515,000円	計	3.10月分
	副議長	425,000円	備考 支給割合は、平成26年度改定後の割合です。	
	議 員	405,000円		

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(変則勤務職場等を除く一般的な職場におけるもの)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

(2) 主な休暇の種類

区 分	付 与 日 数	区 分	付 与 日 数
年次有給休暇	1年につき20日	選挙権等行使	必要と認められる期間
証人等出頭	必要と認められる期間	骨 髄 提 供	必要と認められる期間
ボランティア	1年につき5日以内の期間	結 婚	連続5日以内の期間
産 前 産 後	出産予定日までの8週間(多胎妊娠の場合は14週間)と、出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間	育 児 時 間	1日2回それぞれ30分以内の期間
		妻の出産補助	2日以内の期間
		子 の 看 護	1年につき5日以内の期間
夏 季 休 暇	7～9月までのうち5日以内の期間	父 母 の 祭 日	1日
忌 引	親族の区分により1～7日以内の連続する期間	住 居 滅 失 等	7日以内の期間
		交 通 遮 断	必要と認められる期間

4 職員の休業の状況

区 分	男 性	女 性
育児休業取得者数	0人	22人
部分休業取得者数	0人	0人

備考 休業期間が平成26年度に存する者の合計です。



5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況（平成26年度）

区 分	免職	休職	降任	降級	計
心身の故障の場合	0人	7人	0人	0人	7人

(2) 職員の懲戒処分の状況（平成26年度）

区 分	免職	停職	減給	戒告	計
職務上義務違反関係	0人	0人	0人	1人	1人

6 職員のサービスの状況

(1) サービス制度に関する研修等の状況（平成26年度）

地方公務員法に定められたサービスの基準を遵守するため、新規採用職員研修等の階層別研修や通達等により、職員のサービス規律の確保に努めました。

(2) 営利企業等への従事許可の状況（平成26年度）

区 分	件 数
自ら営利を目的とする私企業を営むもの(農業、不動産貸付等を含む。)	16件
報酬を得て事業または事務に従事するもの	4件

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成26年度）

研修区分	一般研修	専門研修	市単独研修
参加人数	84人	49人	101人

(2) 勤務成績の評定の概要（平成26年度）

目 的	職員の能力開発や職務遂行への意欲向上を効果的・効率的に進めていくために人事評価を行い、人材育成及び組織の活性化を促進することを目的とする。		
制度の概要	原則として一次評価者から調整評価者により、各職員に求められる役割と能力について、業績評価と能力評価の両方を統合した総合評価を行う。		
基 準 日	平成27年1月1日	評価期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日
対 象 者	行政職給料表の適用を受ける職員(休暇、休職、育児休業等の職員を除く。)		

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金（地方公務員等共済組合法に基づく地方公務員共済組合等に対する負担金）
金額 500,911千円 一人当たりの負担額 1,103,329円

(2) 職員親睦会（平成26年4月1日現在）
会員数 463人 市負担金なし

(3) 職員の災害補償（平成26年度）

ア 公務災害認定件数

自己職務遂行中(負傷) 2件 出勤途上(負傷) 2件

イ 公務災害基金負担金(地方公務員災害補償法に基づく地方公務員災害補償基金に対する負担金)

金 額	1人当たりの負担額
2,743千円	5,899円

9 平成26年度における清須市公平委員会の業務の状況

区 分	当初継続件数	申立件数	処理件数	継続件数
勤務条件に関する措置の要求	0件	0件	0件	0件
不利益処分に関する不服申し立て	0件	0件	0件	0件



平成28年1月個人番号カード交付開始



マイナちゃん

電子証明書が標準的に搭載!

電子証明書も含めて
交付手数料は無料だよ!



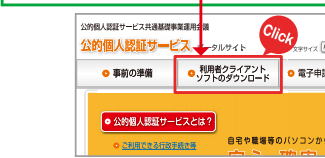
(個人番号カード)

平成27年10月以降、マイナンバーの通知とともに郵送される「個人番号カード交付申請書」により申請を行っていただき、本人確認のうえ市区町村からカードの交付が受けられます。

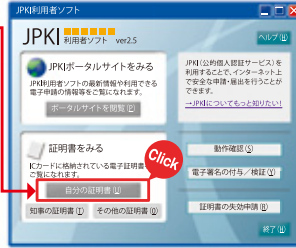
住民基本台帳カードをお持ちの方へ

公的個人認証サービス利用者の方は、電子証明書の有効期間をご確認ください!

利用者クライアントソフトの「自分の証明書」ボタンをクリックして、パスワードを入力すると有効期間の満了日を確認できます。

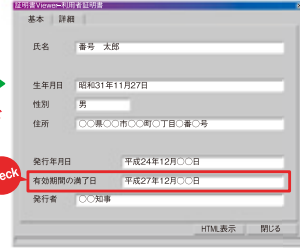


利用者クライアントソフトは、「公的個人認証サービスポータルサイト」からダウンロードできます。
(<http://www.jpki.go.jp/download/index.html>)



①利用者クライアントソフトの「自分の証明書」ボタンをクリック

②パスワードを入力



③以下の画面で有効期間の満了日を確認できます。

有効期間内であれば、平成28年1月以降でも、電子証明書は個人番号カードを取得するまで利用可能です。

重要なお知らせ



個人番号カードは**即日交付ができません。**



平成27年10月以降、個人番号カードの交付申請が集中した場合、市区町村からの交付が遅れる可能性があります。
確定申告を控えた時期に有効期間満了を迎える方は、特にご注意ください。



住民基本台帳カードに搭載される電子証明書の更新を希望する方は、**平成27年12月22日(火)まで**にお住まいの市区町村で手続きをしてください。

ご注意を!!



マイキーくん

《マイナンバー制度全般のご相談はこちら》

●内閣府 マイナンバー専用コールセンター

☎0570-20-0178 平日 午前9時30分～午後10時

【土・日曜日・祝日(年末年始を除く。)は午前9時30分～午後5時30分】

※IP電話等ではつながらない場合は☎050-3816-9405におかけください。

《通知カードや個人番号カードのご相談はこちら》

●総務省 個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578 平日 午前8時30分～午後10時

【土・日曜日・祝日(年末年始を除く。)は午前9時30分～午後5時30分】

※IP電話等ではつながらない場合は☎050-3818-1250におかけください。

■問合せ 市民課(本庁舎)

9月議会定例会

■問合せ 議事調査課(本庁舎)

平成26年度一般会計決算認定など18議案を可決

定例会は、1日から25日までの25日間の会期で開き、初日に市長提出議案の上程・説明と、『所得税法第56条を廃止するために意見書提出を求める請願』及び『安全保障関連法案は国民的合意が得られないまま成立させないことを含む国への意見書提出を求める請願』については紹介議員から朗読説明がされた後、総務委員会に付託し、また、議員発議による『定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)』が上程され、朗読説明がされました。

また、市長提出案件の内、教育委員会委員の任命、人権擁護委員候補者の推薦については、即日、採決等され全員賛成で可決しました。その他の議案については、8日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託しました。

最終日には、それぞれの常任委員会の審査結果について委員長から報告があり、採決の結果、全議案を原案どおり可決しました。

なお、『所得税法第56条を廃止するために意見書提出を求める請願』及び『安全保障関連法案は国民的合意が得られないまま成立させないことを含む国への意見書提出を求める請願』については、賛成少数で不採択となり、『定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)』については、採決の結果全員賛成で可決しました。

可決された主な議案

- ◆平成26年度一般会計・各特別会計及び水道会計決算認定
- ◆行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例案
- ◆空家等対策協議会条例案
- ◆平成27年度一般会計補正予算(第2号)案
- ◆定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書(案)

同意案件

- ◆教育委員会委員の任命について
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員会委員の任命について同意する。
高山 智司 氏

諮問案件

- ◆人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者を推薦する。
秋田 博海 氏、丹羽 努 氏

報告案件

- ◆平成26年度決算の健全化判断比率等の報告
- ◆尾張土地開発公社平成26年度決算に関する書類の報告

詳しくは、広報清須11月号折込の「市議会だより第39号」及び市ホームページをご覧ください。

防災行政無線を用いた情報伝達訓練

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり、情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Jアラート)(※)を用いた訓練で、清須市以外の地域でも様々な手段を用いて、情報伝達訓練が行われます。

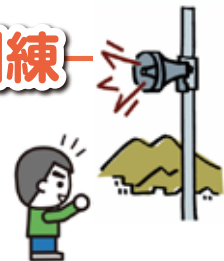
訓練実施日時 11月25日(水) 午前11時ごろ

訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線	市内107か所に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 「これは、テストです」×3回 + 「防災行政無線チャイム」

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

■問合せ 防災行政課(本庁舎)





税だより

青色申告決算等説明会・年末調整等説明会のご案内

平成27年分の個人事業者の青色申告決算及び年末調整等に関する説明会を次のとおり開催します。

「年末調整」は、給与所得者一人ひとりについて、毎月の給与や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならぬ年税額とを比べて、その過不足額を精算するもので、給与の源泉徴収の総決算ともいえます。

【青色申告決算等説明会】

とき 11月19日(木) 午前10時～正午
対象 納税地が清須市で、青色申告の承認を受けている個人事業者の方

【年末調整等説明会】

とき 11月19日(木) 午後1時30分～3時30分
対象 納税地が清須市である法人事業者及び個人事業者のうち白色申告の方

会場はとにも

清須市役所本庁舎3階大会議室
 ※青色申告の承認を受けている個人事業者の方は、青色申告決算等説明会にて説明します。

【お願ひとお願い】

①年末調整関係諸用紙及び年末調整等説明会資料は、説明会の開催前に郵送しますので、資料をお持ちください。

②関係用紙等が不足する場合には、説明会場(又は税務署)でお渡しします。また、国税庁ホームページから出力できます。

問合せ 名古屋西税務署
 ☎052・521・8251

個人事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について

平成26年1月以降、事業(営業・農業)所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。なお、この記帳・帳簿書類の保存制度につきましては、所得税及び復興特別所得税の申告が必要でない方も対象となります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧いただくか、名古屋西税務署にお問合せください。

問合せ 名古屋西税務署個人課税第一部門 ☎052・521・8251

個人事業税納税のご案内

個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

個人事業税は、個人で事業を営む方の所得にかかる税金です。第2期の納期限は、11月30日(月)です。11月中旬に県から納付書をお送りしますので、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又は県税事務所へ納付してください。

Pay・easy(ペイジー)に対応のインターネットバンキング及びATMを利用して納付することもできます。ただし、領収証書が発行されません。

領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口で納付してください。

口座振替をご利用ください

納税には、便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は預(貯)金口座にご使用の印章及び預金通帳をお持ちのうえ、取引をされている金融機関の窓口で手続きをしてください。

問合せ 名古屋北部県税事務所課税第一課県民税・事業税第二グループ ☎052・531・6304

軽自動車税の税率が変わります

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の税率が平成28年度から変更されます。車両の種類や新規登録日によって、適用される税率が異なりますので、ご注意ください。

○**原動機付自転車・2輪の軽自動車等**
 原動機付自転車・2輪の軽自動車等は、平成28年度から次表の税率となります。

車両区分		税率(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
2輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
雪上車		2,400円	3,600円

○**3輪以上の軽自動車**
 3輪以上の軽自動車は、平成28年度から次表の税率となります。

環境へ与える影響を考慮して、新規登録(新車で取得した日)から13年を経過した3輪以上の軽自動車は、平成28年度から重課税率が適用されます。なお、平成27年度に新規登録した車両で、排出ガス性能と燃費性能の優れたものは、平成28年度に限り、軽自動車税が軽減(グリーン化特例)されます。

車両区分	税率(年額)			グリーン化特例対象車両の税率(年額)		
	平成27年3月31日までに新規登録した車両(現行税率)	平成27年4月1日以降に新規登録した車両(新税率)	平成28年度から適用(経過した車両)	電気自動車等	H27年度燃費基準+35%達成車	H27年度燃費基準+15%達成車
3輪	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円
軽自動車	4輪 家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	5,400円
	4輪 営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円
4輪 貨物	家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	2,500円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	1,900円

問合せ 税務課(本庁舎)

平成27年度上半期の財政状況

(平成27年4月1日～9月30日)

■問合せ 財政課(本庁舎)

地方自治法第243条の3第1項及び清須市財政状況の作成及び公表に関する条例の規定に基づき、平成27年4月1日から9月30日までの期間における本市の財政状況を市民の皆様にお知らせします。

清須市では、最小の経費で最大の効果を上げるよう工夫をこらし、「安全・安心 そして 快適で元気な清須」を目指して予算の執行に努めています。

●一般会計(予算現額の多い順になっています。)

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額 (千円) a	収入済額 (千円) b	収入割合 (%) b/a	区 分	予算現額 (千円) c	支出済額 (千円) d	執行割合 (%) d/c
市 税	11,460,078	7,139,879	62.3	民 生 費	9,313,019	4,234,877	45.5
国庫支出金	2,847,043	1,236,005	43.4	総 務 費	4,053,738	1,101,438	27.2
地方交付税	2,141,942	1,493,364	69.7	教 育 費	2,944,779	1,145,828	38.9
市 債	2,111,000	0	0.0	土 木 費	2,395,629	879,921	36.7
県 支 出 金	1,262,474	199,496	15.8	衛 生 費	2,112,038	868,808	41.1
地方消費税	1,185,000	777,391	65.6	公 債 費	1,753,392	859,093	49.0
繰入金	793,297	310,000	39.1	消 防 費	840,804	363,433	43.2
繰越金	746,805	746,805	100.0	商 工 費	393,450	196,558	50.0
諸収入	664,574	154,392	23.2	議 会 費	279,096	150,626	54.0
その他	1,094,993	409,671	37.4	そ の 他	221,261	49,020	22.2
合 計	24,307,206	12,467,003	51.3	合 計	24,307,206	9,849,602	40.5

●特別会計

会 計 名	予算現額 (千円) e	歳 入		歳 出	
		収入済額 (千円) f	収入割合 (%) f/e	支出済額 (千円) g	執行割合 (%) g/e
国民健康保険	7,350,141	3,538,768	48.1	3,240,035	44.1
介護保険	4,216,773	2,034,872	48.3	1,645,962	39.0
下水道事業	3,560,568	597,909	16.8	585,443	16.4
後期高齢者医療	1,322,202	796,465	60.2	474,924	35.9

●企業会計

会 計 名	収 入			支 出			
	予定額 (千円) h	収入済額 (千円) i	収入割合 (%) i/h	予定額 (千円) j	支出済額 (千円) k	執行割合 (%) k/j	
水道事業	収益的収支	234,781	100,025	42.6	196,992	59,698	30.3
	資本的収支	24,644	4,368	17.7	105,762	37,568	35.5

●市有財産の状況

土地	686,791㎡
建物	186,365㎡
基金	5,687,556千円
有価証券・出資金・出捐金	463,735千円

●市民の負担の状況 (平成27年9月30日現在)

市民一人あたりの市税負担額	27,450円
※ この金額は、個人市民税収入済額(現年課税分)を総人口で単純に割ったものです。	
※ 総人口 66,897人	



名鉄新清洲駅周辺における自転車等駐車場(有料)の整備と自転車等放置禁止区域指定のお知らせ

名鉄新清洲駅の自転車駐車場周辺や駅前ロータリー、駅前広場への自転車等の放置の防止、街の景観や安全性の向上など自転車等駐車場の適正化を図るため、新清洲駅北側及び南側に自転車等駐車場(有料)を整備します。北側自転車等駐車場は、既存の自転車駐車場を再整備しますので、仮設自転車駐車場を利用することになります。なお、これら自転車等駐車場は、平成28年3月1日からご利用できます。既存の自転車駐車場は、廃止となります。

また、同時に新清洲駅から半径300mを基準に自転車等放置禁止区域の指定をします。同区域内に放置された自転車、原動機付自転車は、条例に基づき撤去します。

※料金、定期利用申込等については、広報12月号でお知らせします。



(図は、イメージです。)



問合せ 防災行政課(本庁舎)

事業系ごみの適正処分をお願いします

問合せ 生活環境課(本庁舎)



事業系ごみは、自らの責任において適正に処理をすることになっています。会社、工場、事務所や店舗(飲食店等)など営利を目的とするものだけでなく、官公署、学校などの公共施設も含めて、事業活動から出されるごみをいいます。事業者の皆さんは、市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者(下表参照)と個々に契約をし、事業系ごみ袋(許可業者から受取ってください。)でごみを出してください。

市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表 (五十音順)

事業者名	連絡先	事業者名	連絡先
IB ミヤザワ(株)	052-441-5308	(株)海部清掃	052-441-5353
オオブユニティ(株)	052-501-4811	(株)オールサービス	052-441-0585
(有)岡田商店	052-433-0386	(有)ケーアイ	0568-24-0279
(株)三清社	052-584-7272	東海装備(株)	052-432-5130
永井産業(株)	052-400-8211	丸真(株)	0587-23-5181
丸二衛生(有)	0567-96-4402	(株)宮崎	052-409-2285

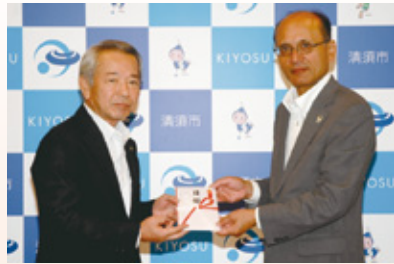


寄附をいただきました

○西春日井農業協同組合様

地域の農業振興のために有効に使わせていただきま
す。ご厚意に感謝し、厚く
お礼申し上げます。

100万円



○名古屋清須ロータリークラブ様
(創立40周年を記念して)

市の事業に有効に使わせ
ていただきます。ご厚意に
感謝し、厚くお礼申し上げ
ます。

40万円



地域の社会福祉に貢献

長年、民生委員・児童委員
として、社会福祉の発展に寄
与された功績により、次の
方々が愛知県知事表彰及び愛
知県社会福祉協議会会長表彰
を受賞されました。(敬称略)

○愛知県知事表彰

森 宣子(一場)

○愛知県社会福祉協議会
会長表彰

渡邊 淳子

(西枇杷島町小田井)

後藤 憲治(廻間)

市教育委員会委員の改選

市教育委員会委員の任期満
了に伴い、市議会9月定例会
で同意を得て、前委員で8年
間教育行政にご尽力賜りまし
た中野広文氏の後任として、
新教育委員に高山智司氏(西
田中)が任命されました。高山
委員は前委員に引続き、保護
者の意見を教育行政に反映さ
せるため、保護者委員として
任命されました。任期は、平
成27年9月30日から平成31年
9月29日です。

また、9月30日に教育委員
会定例会を開催し、委員長に
は堤忠正氏(西枇杷島町上
新)、委員長職務代理者には、
後藤小百合氏(春日野方)を選
任しました。任期は9月30日
から1年間です。

▼問合せ 学校教育課(本庁舎)

市民記者がゆく! まちなかWatch6
「地域での異世代交流」
市民記者 小出 美佐子

清須ジュニアリーダーと子供た
ちは、春日地域内の畑で「宮重大
根種子保存会」の方や地域の先輩
の方のご指導のもと、夏はオクワ、
秋は宮重大根を育てています。収
穫した野菜を使って「野菜感謝祭」
をすることで自然の恵みに感謝
し、食の大切さを学んでいます。
感謝祭の中では、中・高校生のジュ
ニアリーダーたちは、幼児から大
人の方までみんな一緒にできる
ゲームや手遊び、スイカ割り、お
菓子のつかみ取りなども計画し楽

しませてくれています。
また、春日地区納涼盆踊りの際
には、野菜やおもちゃの販売の手
伝いをするなど、地域の方との関
わりの中で絆を深めていけるよう
に心がけて活動しています。



春日地区納涼盆踊り会場での
野菜販売のお手伝い



サロン「ひまわり」での交流

上之切地区では、子どもたちが、
高齢者の方々が参加されているサ

ロン「ひまわり」で、高齢者の方と
一緒にごみ減量について話し合
い、実際に減量に取組んでみたり、
ラジオ体操を行うなど異世代交流
を行っており、地域とのつながり
を大切にしています。また、地区
内では、自主防犯パトロールの方
が児童の登校の見守りをするな
ど、安全安心なまちづくりに積極
的に取組んでいます。
このように、世代を越えて、多
くの人々が関わりあうことで、活
気ある魅力的なまちになるのは
ないでしょうか。